BIG GUIDE 02

建設業向け資料

工事代金の支払いの決まりと入金を早める方法

元請け・発注者に請求した工事代金を、支払期日より前に資金化。材料費・外注費・労務費など、入金より先に来る支払いに備えます。

01 建設業の資金課題

02 数字で見る、下請代金の支払いの決まり

03 対象になる工事代金と2つの方式

04 工事代金の支払いで確かめたいこと

05 資金化のあとも、卒業まで支援

06 よくある質問

法人専門ファクタリングのBIG

発行 2026年11月

01 建設業の資金課題

工事を進めるための支払いは着工から続き、工事代金の入金は請求のあとになります。

01

材料費・外注費が先に出る

資材の仕入れや協力会社への支払いが、工事代金の入金より先に来ます。

02

労務費は毎月出ていく

職人への支払いは、入金の時期にかかわらず毎月発生します。

03

元請けからの入金を待つ

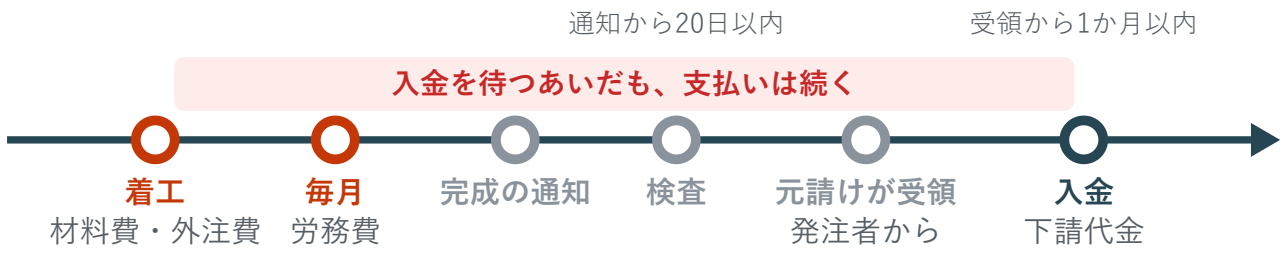
検査や元請け側の入金の都合で、請求から入金まで間が空くことがあります。

04

次の現場の着工資金が要る

入金を待つあいだに、次の工事の準備費用が必要になります。

お金の流れ（下請けの場合の一例）



● 支払い ● 入金 ● 手続き ／ 「1か月以内」は、元請けが発注者から出来高払・完成払を受けた日から数えます（検査の日からではありません）[1]。元請けが特定建設業者のときの50日の期限は次のページ

02 数字で見る、下請代金の支払いの決まり

下請代金の支払いには、建設業法と国のガイドラインで決まりがあります。

1 か月以内

下請代金の支払い

元請けが発注者から出来高払や完成払を受けたとき、それに対応する下請代金を、受け取った日から1か月以内に支払うよう定めています[1]

50 日以内

下請代金の支払期日（元請けが特定建設業者のとき）

下請代金の支払期日は、下請けが工事の引渡しを申し出た日から50日以内の、できる限り短い期間内に定める決まりです（建設業法第24条の6）[1][2]

20 日以内

完成後の検査

下請けが工事の完成を通知したあと、元請けは通知を受けた日から20日以内に検査を終える必要があります[2]

60 日以内

手形の期間

特定建設業者が60日を超える期間の手形を交付すると、建設業法に違反するおそれがあります。それ以外の取引についても、国土交通省は手形の期間を60日以内に短くするよう要請しています[3]

両方が当てはまるときは、早いほうが期限になります[1][2]。50日の期限は、下請け側が特定建設業者である場合や、資本金4,000万円以上の法人である場合には適用されません[1]。

03 対象になる工事代金と2つの方式

BIGが買い取るのは、法人の建設会社が元請け・発注者に請求した、支払期日前の工事代金です。

ご相談いただける売掛金

- ✓ 元請けに請求した工事代金
- ✓ 完成・引渡し後に請求した工事代金

対象外となるもの

- × 個人事業主の方の売掛金（BIGは法人専門です）
- × 注文書・発注書の段階で、まだ請求書を発行していない工事
- × 給与を対象とするもの
- × 30万円未満の売掛金（複数の請求書を合わせて30万円以上になる場合は対象です）

こんな業態からご相談いただけます

内装 / 電気 / 設備（空調・給排水） / 塗装・防水 / 解体 / 足場・とび・土工 / 土木・舗装 / リフォーム・原状回復

買い取れるかどうかは、工事の種類ではなく、売掛先と請求の内容を確認して判断します。ここに無い工事でもご相談ください。

元請けとの関係で選ぶ、2つの方式

	2社間ファクタリング	3社間ファクタリング
手数料	**5%〜**	**1%〜**
しくみ	貴社とBIGの2社で契約します。元請け・発注者への通知や承諾は原則不要です。	元請け・発注者の承諾を得て進めます。2社間より手数料を抑えやすい方式です。
向いているケース	元請けとの関係に配慮して進めたい 支払いが迫っていて急いでいる	継続して取引している元請けがいる 金額の大きい工事代金を資金化したい
特徴	30万円〜相談可能	元請けからBIGへ直接入金
共通	入金 最短即日 ／ 契約 オンライン完結・来店不要 ／ 基本書類 本人確認・請求書・通帳 ／ 全国対応	

実際の手数料と入金時期は、売掛先、売掛金額、支払期日、書類の提出状況などにより異なります。契約前のお見積もりで、手数料と振込予定額を確認できます。

04 工事代金の支払いで確かめたいこと

契約書と請求の時期を見直すときの要点をまとめました。

01 支払いはできる限り現金で。手形は60日以内

国土交通省のガイドラインは、下請代金をできる限り現金で支払い、少なくとも労務費にあたる部分は現金払いにするよう求めています[1]。特定建設業者が60日を超える期間の手形を交付すると、建設業法に違反するおそれがあります。建設工事の下請代金について、手形が法律で一律に禁止されたわけではありません。

02 契約は着工前に書面で。支払いの時期も書く

建設工事の請負契約は、着工前に書面で交わす必要があります。要件を満たした電子契約でも構いません。契約書には、工事の内容や請負代金に加えて、前金払・出来形払を定める場合の支払いの時期と方法、完成後の支払いの時期と方法を書くことになっています[1]。

03 建設工事の下請けは、取適法ではなく建設業法の対象

2026年1月に施行された中小受託取引適正化法（取適法）は、建設工事の下請けには適用されません。一方で、建設会社が資材の製造、設計や工事図面の作成、販売する資材の運送を他社に委託する取引は、取適法の対象になることがあります[4]。

04 契約書に「債権譲渡の禁止」があるときは、先にお知らせください

民法466条は、債権の譲渡を禁止・制限する特約があっても、譲渡そのものの効力は妨げられないと定めています。ただし、譲り受ける側がその特約を知っていた場合などは、元請けが支払いを拒めることがあります[5]。工事請負契約書にこうした条項があるときは、お見積もりの際にお知らせください。

参考資料

1. 国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン（第12版）」（2026年1月） https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001979917.pdf
2. 国土交通省「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（2026年8月3日） https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/002015029.pdf
3. 国土交通省「手形期間の短縮について」（2024年4月30日） https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001767023.pdf
4. 公正取引委員会「よくある質問コーナー（取適法）」 https://www.jftc.go.jp/toriteki/toriteki_qa.html
5. e-Gov法令検索「民法」第466条 https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089

2026年9月に確認した内容です。個別の取引に法律が当てはまるかどうかは、弁護士などの専門家にご確認ください。

05 資金化のあとも、卒業まで支援

当面の資金を用意したあとも、専属担当が資金の流れを一緒に確認します。

STEP 1
必要な資金を確保
入金前の工事代金を活用し、先に来る支払いに備えます。

STEP 2
現場ごとの入出金を並べる
工事ごとの入金予定と、材料費・外注費の支払日を整理し、足りなくなる時期をつかみます。

STEP 3
取引条件を見直す
前金払や出来高払の取り決めなど、支払条件の改善を一緒に検討します。

STEP 4
利用頻度を減らす
手元資金で事業を回せる状態を目指します。

記入シート：現場ごとの入金と支払いを並べる

日付の順に書き出すと、手元の資金が足りなくなる時期をつかみやすくなります。金額は分かる範囲の見込みで構いません。

日付	現場・取引先	入金	支払い（材料・外注・労務）	残高の見込み

06 よくある質問

Q. どのような工事代金が対象ですか？

法人の建設会社が元請けや発注者に請求した工事代金が対象です。請求額、支払期日、請求先が分かる請求書をご用意ください。

Q. 注文書の段階でも利用できますか？

注文書・発注書の段階での買取は取り扱っていません。対象は、請求書を発行したあとの売掛金です。

Q. 元請けに知られずに利用できますか？

2社間の場合、元請けや発注者への通知・承諾は原則不要です。3社間の場合は、売掛先の承諾を得て契約します。

Q. 一人親方でも利用できますか？

法人であればご相談いただけます。BIGは法人専門のため、個人事業主の方は対象外です。

Q. 赤字決算や税金の滞納があっても相談できますか？

ご相談いただけます。BIGでは売掛先の信用力と売掛債権の内容を重視して審査するため、貴社の財務状況だけで判断するものではありません。最終的な可否は審査によります。

Q. 手数料のほかに費用はかかりますか？

お見積もりに記載の手数料のみでご利用いただけます。振込手数料もBIGが負担します。追加の書類が必要になった場合の取得費用は、お客様のご負担となります。

まずは、売掛金の内容をお知らせください。

ご相談だけでも無料。見積もり後に契約を強制することはありません。必要書類が揃っていない段階でも構いません。

無料相談・お見積もり

https://big-factoring.com/contact/

LINEで相談する

https://big-factoring.com/line/

BIGは法人専門のファクタリング会社です。個人事業主の方は対象外です。BIGのファクタリングは、売掛債権の売買取引であり、融資ではありません。

実際の手数料と入金時期は、売掛先、売掛金額、支払期日、書類の提出状況などにより異なります。

この資料は 2026年11月 に発行したもので、内容は発行時点のものです。最新の内容は次のページでご確認ください：
https://big-factoring.com/service-construction/

法人専門ファクタリングのBIG（株式会社ビッグパートナーズ） https://big-factoring.com/